

# おおくま

大熊町役場 会津若松出張所

発行：大熊町役場総務課  
所在地：福島県会津若松市追手町2番41号  
電話：フリーダイヤル 0120-26-3844(代表)  
F A X：0242-26-3794  
E-mail:okuma@town.okuma.fukushima.jp  
ブログ大熊町  
<http://blog-okuma.jugem.jp/>  
大熊町公式ホームページ  
<http://www.town.okuma.fukushima.jp/>

2014年 3 月15日 お知らせ版

## 助 成

保育料基準額を超えた保育料を助成します

現在、大熊町に住民票があり、避難先で幼稚園以外の認可保育所(園)・総合こども園等に通われている児童を対象に、大熊町が定めている保育料基準額を超えて支払われた保育料(バス代、給食費等を除く)について助成を行っています。  
平成26年度についても助成事業を実施する予定ですので、新たに保育所等に入所される方は、現在入所されていて継続される方は、申請の手続きが必要となりますので、福祉課へお問い合わせください。

### 【お問い合わせ先】

大熊町役場会津若松出張所  
福祉課子育て支援係



## タブレット

タブレット端末の利用条件を一部変更します

平成25年4月より順次皆さまにタブレット端末を配布し、ご利用いただいておりますが、当初設定した利用条件の一部を次のように変更します。

### (変更前)

平成24年4月1日現在18歳以上

←

### (変更後)

平成26年4月1日現在18歳以上

新たに利用対象となる方で、タブレット端末の利用を希望される方は、タブレット相談室へお申し込みください。

※それ以外の利用条件は変更ありません。

- ◆震災時(平成23年3月11日)大熊町に住民票のあった方
- ◆各避難先の代表者(ひとつの住所に1台)

### 【お申し込み・お問い合わせ先】

大熊町タブレット相談室

0800(800)0907

※受付時間

月～金 午前9時～午後5時

## 福島県復興公営住宅入居支援センターの開所について

福島県では、原子力災害により避難指示を受けている方々が円滑に復興公営住宅へ入居できるよう、一括して募集から選定までの業務を集中的に行う「福島県復興公営住宅入居支援センター」を開所しました。

### ◆業務内容

- ①入居募集等に関する問い合わせ等への情報提供
- ②募集案内の配布及び申込書の受け付け
- ③抽選による入居者の選定

※平成26年4月以降に募集を開始する予定です。

### 【お問い合わせ先】

福島県復興公営住宅入居支援センター

## 平成26年度 行政区長の委嘱について

現在の行政区長につきましては、平成26年3月31日をもって委嘱期間が終了します。

区長は行政区の総会によって選出されますが、地区住民が全国各地に避難しており、総会の開催が難しい状況にあります。

このようなことから、町では行政区長から変更の届出がない場合は、現在の行政区長に引き続き委嘱する考えでありますので、町民皆さまのご理解とご協力をお願いします。

なお、総会を開催する場合には、追って区長から通知があります。

### 【お問い合わせ先】

大熊町役場会津若松出張所 総務課行政係

## 賠償相談窓口の終了のお知らせ

大熊町では、原子力損害賠償補償金の請求手続きなどの相談ができる「賠償相談窓口」を、福島県司法書士会の協力を得て、毎週火曜日に大熊町役場会津若松出張所内にて開設しておりましたが、3月いっぱいをもちまして終了となります。

なお、国、県、弁護士会、司法書士会でも損害賠償相談窓口を開設しておりますので、ご活用ください。

### 賠償に関する弁護士・司法書士等による相談窓口

#### 弁護士会

##### ●弁護士に電話で相談したい方

福島県弁護士会 震災・原発無料電話相談

◆内 容 被災者（原子力災害被災者も含む）のための無料電話法律相談

◆相談時間 平 日 14：00～16：00

◆電話番号 （福 島）024-534-1211 （郡 山）024-925-6511  
（いわき）0246-25-0455

##### ●日本司法支援センター（法テラス）

◆内 容 弁護士、司法書士による無料の法律相談

◆相談時間 平 日 9：00～21：00  
土曜日 9：00～17：00

◆電話番号 0120-078-309

#### 司法書士会

##### ●ふくしま司法書士電話相談（無料）

◆電話番号 024-533-5539

◆相談時間 平 日 午前の部 10：00～12：30  
午後の部 13：30～16：00

#### 福島県

##### ●原子力損害の賠償等に関する問い合わせ窓口

◆電話番号 024-523-1501

◆相談時間 平 日 8：30～17：15

##### ●弁護士による電話での法律相談

◆電話番号 024-523-1501

◆相談時間 毎週水曜日 13：00～17：00